

様式第 1 号別紙（第 4 条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 熊本県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、熊本県及び玉名市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 居住地等その他移住支援金に係る要件を確認するため、必要に応じて住民基本台帳等その他関係書類を確認することに同意します。
- 3 以下の場合には、熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「要領」という。）及び玉名市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
：全額
 - （2）移住支援金の申請日から 3 年未満に玉名市以外の市区町村に転出した場合
：全額
 - （3）要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合
：全額
 - （4）移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に玉名市以外の市区町村に転出した場合
：半額
 - （就業の場合のみ）
 - （5）移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
：全額

【熊本県移住支援事業に係る個人情報の取扱い】

熊本県及び玉名市は、熊本県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

熊本県及び玉名市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

熊本県及び玉名市は、移住支援金の返還事由の該当の有無のため、就労状況及び居住状況について、就業先の企業に確認する場合があります。

【署名欄】

年 月 日

申請者氏名